

千葉県特別市政功労者表彰実施要領

1 趣 旨

この要領は、千葉県表彰規則第10条第2項の規定に基づき、特別市政功労者表彰の基準、時期及び方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の基準

特別市政功労者表彰の種別及び種別ごとの表彰対象者の定数は、別表に掲げるとおりとし、表彰対象者の総数は毎年30名以内とする。

3 表彰の時期

特別市政功労者表彰は、毎年10月18日に行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、随時行うことができる。

4 表彰の推薦

所管の長（千葉県事務分掌条例第1条に定める局、区、消防局、水道局、病院局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局の長並びに会計管理者をいう。）は、千葉県表彰規則第2条の規定により表彰を受けた者のうちから、別表の功労の種別ごとに、表彰対象候補者を毎年総合政策局長の定める日までに特別市政功労者表彰推薦調書（様式第1号及び第2号）に参考資料を添えて市長に推薦するものとする。

5 表彰の決定

市長は、前条の規定により推薦のあった者について選考のうえ、特別市政功労者表彰を受ける者を決定するものとする。

6 表彰の方法

特別市政功労者表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

7 補 則

この要領の施行に関し必要な事項は、総合政策局長が定める。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

表彰種別	定数
千葉県表彰規則第2条第1号	若干名
地域振興功労	3
防犯功労	1
税務功労	1
統計功労	1
社会福祉功労	3
こども・青少年功労	3
交通安全功労	1
健康功労	2
環境功労	1
都市功労	2
産業・経済功労	1
消防功労	2
生涯学習功労	1
学校保健功労	2
スポーツ功労	1
芸術・文化功労	1
国際交流功労	1
その他	若干名

上記表彰種別の「その他」とは、他の功労により市政功労者表彰を受けた者で該当がある場合をいう。